

## 技術基準適合認定対象設備（端末機器）

一	電話用設備に接続される端末機器 ※ <sup>1</sup> 電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、変復調装置、ファクシミリ、 ※ <sup>2</sup> その他告示する端末機器
二	※ <sup>3</sup> 無線呼出用設備に接続される端末機器
三	※ <sup>4</sup> 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器
四	※ <sup>5</sup> 専用通信回線設備又は※ <sup>6</sup> デジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器

※<sup>1</sup> 電話用設備：電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。

※<sup>2</sup> ア 監視通知装置、イ 画像蓄積処理装置、ウ 音声蓄積装置、エ 音声補助装置、オ データ端末装置（アからエまでを除く）、カ 網制御装置、キ 信号受信表示装置、ク 集中処理装置、ケ 通信管理装置

※<sup>3</sup> 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、無線によって利用者に対する呼出し（これに付随する通報を含む。）を行うことを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。

※<sup>4</sup> 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として64キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。

※<sup>5</sup> 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、特定の利用者に当該設備を専用させる電気通信役務の用に供するものをいう。

※<sup>6</sup> 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、デジタル方式により専ら符号又は影像の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。